

②雇用対策

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月
目	(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げ支援	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>1. 5月11日に、「女性の就労等のための支援情報」をとりまとめ、被災3県及び仙台市に文書を発出するとともに、男女共同参画局ホームページや男女共同参画局メールマガジンで周知を図った。</p> <p>さらに、東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」においても、「女性の就労等のための支援情報」を掲載し、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行った。</p> <p>2. 8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「女性の起業活動等、コミュニティビジネスの支援」などについて、周知を図った。</p> <p>3. 8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「雇用、起業、コミュニティビジネスなど、女性の経済的自立を支援していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>4. 8月24日に、仙台市において、女性の視点を反映した復興策や女性の就業や起業支援を進めるための意見交換を行う、「宮城復興・女性シンポジウム」を開催した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. 5月に発出した「女性の就労等のための支援情報」に事業内容を追加して、再度周知を図る予定。</p> <p>2. 起業やコミュニティビジネスを推進すべく、事例の周知を行う予定。</p> <p>3. 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、要望に応じて、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等が実施する、女性の起業・就業、コミュニティビジネスに関するセミナーに専門家アドバイザーを派遣する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		

1. 女性による起業やコミュニティビジネスについて推進が図れているかについて実態把握を行い、良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。
2. 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

期待される効果・達成すべき目標

女性による起業や、コミュニティビジネスが広がることで、女性の経済的自立と雇用の拡大を促すことにより、地域の活性化につながる。

女性による起業活動等の取組は、定量的な目標を設定することは困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>・<u>「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1・2の取りまとめ</u> 東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出を促進するため、被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、当面の緊急雇用対策としてフェーズ1を4月5日に、第1次補正予算等による当面の対策としてフェーズ2を4月27日に取りまとめた。</p> <p>・<u>重点分野雇用創造事業による当面の雇用機会の創出</u> 被災者の雇用の場を確保するため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する。</p> <p>・<u>出張相談、合同説明会、被災者のニーズに合わせた求人開拓</u> 被災した求職者の早期再就職を図るため、復旧事業等の求人の積極的な確保や、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介、出張相談を実施。</p> <p>・<u>公的職業訓練の拡充等</u> 震災直後、職業訓練について、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定を行うなど、機動的に拡充・実施した。 一次補正では、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練の定員の拡充や、被災した訓練施設の復旧を図った。</p> <p>・<u>雇用調整助成金の拡充</u> 被災地の事業所およびそれらと一定規模以上の経済的関係のある事業所における雇用の維持を支援するため、支給に係る要件緩和や支給日数の拡充を行った。</p> <p>・<u>被災者雇用開発助成金の創設</u> 被災離職者等を雇い入れる事業主を支援するため、本助成金を創設し、大企業は50万円、中小企業は90万円を助成している。</p>		

・農林業等就職促進支援事業の推進

各都道府県の拠点ハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を行う。また、合同企業面接会及び就職ガイダンスを開催する。

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークに対し、被災地以外から職員の派遣を実施。

・解雇・雇止め・派遣切りへの対応

震災等の影響による解雇・雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行っている。また、厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者等の雇用の安定と保護を図るために最大限配慮するよう要請を実施した。

・復旧工事災害防止対策の徹底

がれき処理作業現場への安全パトロールの実施、防じんマスクの配布。被災3県に、復旧・復興工事の安全な実施に対応する拠点を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施。

・未払い賃金立替払いの請求促進・迅速な支払

未払賃金立替払制度について、原資となる補助金を増額するとともに、申請手続を簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払いを実施。

・雇用保険の延長

現行の個別延長給付(原則 60 日分)に加えて、更に 60 日分を延長する特例措置を実施。

当面(今年度中)の取組み

・「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ3の取りまとめによる各種事業の推進

被災地における長期的な安定雇用の更なる創出を図るため、被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、フェーズ3を10月25日に取りまとめ、第3次補正予算等での対応を推進。

・「事業復興型雇用創出事業」の創設

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業施策と一体となって、雇用面から支援を行う。

・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し

被災者等の雇用の場を確保するため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する。

・公的職業訓練の拡充

三次補正で、被災地における当面の復旧事業に係る人材ニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、環境・エネルギー分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員等の拡充、復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援、事業主が行う職業訓練への支援の拡充を行う。

・訓練修了者に対する就職支援等の拡充

被災地域のハローワークを中心に、就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を増員し、職業訓練の受講を希望する震災被災求職者等に対して、担当者制も含めたきめ細かな就職支援等を実施。

・長期失業者等総合支援事業

離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に実施。

・被災者雇用開発助成金の拡充

被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を継続して雇用する労働者として10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行う。

・農漁業者雇用支援事業の実施

岩手県、宮城県及び福島県において、農業法人・漁業経営体等が雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を行うことにより、中高年齢農漁業者の就労を支援する。

・農林業等就職促進支援事業の推進

被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城）及び被災者多数受入地（山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟）の就職支援ナビゲーターを拡充する。ほか、被災者多数受入地での合同企業面接会を追加開催する。

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支給する助成金について助成率の引き上げ等を行う。また、合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行う。

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣や増員により、窓口体制の強化を図る。

・特別求人開拓の実施

被災地域のハローワークを中心に求人開拓推進員を増員し、災害復興関係事業等に係る求人開拓、寮付き求人及び住込み求人等、求職者の生活状況及びニーズを踏まえた求人開拓を積極的に実施。

・復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を指導するとともに、アスベストばく露防止対策を徹底する。また、被災地域での労働条件に関する相談体制を強化する。

・雇用保険の給付の延長

被災3県の沿岸地域などで、給付日数を更に90日分延長する広域延長給付を実施(10月1日以降)。

中・長期的(3年程度)取組み

- ・「事業復興型雇用創出事業」の創設(再掲)
- ・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し(再掲)
- ・訓練修了者に対する就職支援等の拡充(再掲)
- ・長期失業者等総合支援事業(再掲)
- ・特別求人開拓の実施(再掲)
- ・復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止(再掲)

期待される効果・達成すべき目標

・「事業復興型雇用創出事業」の創設

【効果】 5万人の雇用創出(平成27年度末まで)

※「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」と併せた雇用創出数

・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し

【効果】 全国でのべ 10 万人の雇用創出(平成 25 年度末まで)

・公的職業訓練の拡充 (全国)

【目標】 平成23年度 訓練終了3ヶ月後の就職率

公共職業訓練(委託訓練):65%

求職者支援訓練 基礎コース:60% 実践コース:70%

・訓練修了者に対する就職支援等の拡充 (全国)

【目標】 平成 23 年度の職業訓練修了後 3 ヶ月時点の就職率

①65%(公共職業訓練(委託訓練))

②60%(求職者支援訓練(基礎コース))

③70%(求職者支援訓練(実践コース))

・長期失業者等総合支援事業 (全国)

【目標】 平成 23 年度の就職者数

支援対象者数 1,000 人 × 支援対象者の目標就職率 27% = 270 人

・農漁業者雇用支援事業の実施

【目標・効果】 受講者数 370 人、受講者の離職率 10%未満。

・農林業等就職促進支援事業の推進

【効果】 コーナー利用者数 13,044 人以上(全国、被災地等の利用者数の増加を見込む。)

【目標】 コーナー利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の割合 35%以上。

・特別求人開拓の実施

【目標】 平成 23 年度の開拓求人数:11,025 人

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

【目標】 アンケート調査により、助成金を活用した事業主から本助成金の拡充措置により建設労働者の技能の向上や雇用改善の取組が向上した旨の評価を受ける割合:90%以上

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新卒者を中心とした若者の就職支援</u> ジョブサポーターの増員や被災学生等に交通費や宿泊費が生じない形での就職面接会の開催等を実施。 ・<u>障害者の就職支援</u> 全国のハローワークに設置した「震災特別相談窓口」に加え、地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に設置した「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設</u> 雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する。 ・<u>新卒者支援の充実</u> 新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等や面接会の実施による就職機会の拡充を図る。 ・<u>震災対応等の観点からのジョブサポーターによる支援の更なる強化</u> ジョブサポーターを追加配置(2,103人→2,203人)し、新卒者一人一人に対する就職支援を徹底する。 ・<u>障害者に対する就職支援の充実</u> 被災地の障害者について、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者等の追加配置や地域障害者職業センターのジョブコーチの増員等による支援体制の充実を図る。 		

中・長期的(3年程度)取組み

・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設(再掲)

・新卒者就職実現プロジェクトの延長

平成23年第3次補正予算において要求中の措置について、引き続き実施予定(被災者については平成24年度末まで、被災者以外は平成24年6月末まで実施予定)

期待される効果・達成すべき目標

・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

【効果】5万人の雇用創出(平成27年度末まで)

※「事業復興型雇用創出事業」と併せた雇用創出数

・新卒者対策

【目標】新卒・若年者の就職支援を拡充することにより、これまでの施策とあわせ今年度中に全国で約10万人の新卒者の就職を目指す。

・被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充

【目標・効果】実習型雇用開始者の常用雇用移行率:90%

(実習型雇用支援事業全体の目標。平成23年度の目標値は90%であるが、本拡充による常用雇用移行実績の出る平成24年度以降の目標値は未設定)

【目標】実習型雇用開始者数(障害者のみ):590人(平成23年度)

・雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

【目標・効果】就職件数:12,500件(平成23年度全国計)

【目標】支援対象障害者数:90,000人(平成23年度全国計)

・地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実

【目標・効果】職業準備支援等の実施による就職等へ向かう次の段階への移行率:75%(平成23年度全国計※)

【目標・効果】ジョブコーチ支援終了後6ヶ月後の職場定着率:
80%(平成23年度全国計※)

※独立行政法人通則法第31条に規定により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が定めた年度計画

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	①地域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i)地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付を新設し、融資による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係事業者の1日も早い事業再開を支援。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による、被災した生活衛生関係事業者等を支援。また、津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する訪問理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することなどにより、被災生活衛生関係事業者の早期自立を支援。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係事業者の自立への支援を進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係事業者の自立		

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(2)	(3)	(4)	
項	②	③	⑤	作成年月
目	(i)	(ii)	(x viii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
<p>① 地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理や水路等施設の長寿命化のための活動を行う集落を支援。</p> <p>② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、最大3年間、利子を助成。</p> <p>③ 都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村被災者受入れ情報システムを利用し農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供。</p> <p>④ 避難先等で耕作放棄地を活用し被災農家等が営農活動を再開する際に、既存の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により支援を実施。</p>				
当面(今年度中)の取組み				
<p>① 引き続き、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動を支援するとともに、農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金(3次補正予算)において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。</p> <p>② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。</p> <p>③ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業(3次補正予算)において、受入情報の提供に加え、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受入れ可能な農山漁村とのマッチングを行い、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。</p> <p>④ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業(3次補正予算)において、土地条件整備に要する経費相当額の助成を中心に耕作放棄地の再生利用への支援を充実。</p> <p>⑤ 被災土地改良区復興支援事業(3次補正予算)において、被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対して支援。</p>				
中・長期的(3年程度)取組み				
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。				
期待される効果・達成すべき目標				
<p>○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。</p> <p>○ 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ目のない支援。</p> <p>○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。</p>				

被災者向け農の雇用事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(2)	
項	②	作成年月
目	(i)、(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度当初予算の農の雇用事業(農業法人等が新規就農者を雇用して実施する実践研修を支援)において、被災者を優先的に採択。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 23 年度第3次補正予算において、農業法人等が被災農業者および就農を希望する被災者を雇用して実施する農業技術等の習得に向けた実践研修を支援。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 農業技術等の習得に向けた実践研修を継続して支援し、雇用創出と人材育成を促進。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 550人規模の被災農業者等の雇用を創出。		

農山漁村女性の起業活動等の取組支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(2)	
項	②	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度当初予算を活用し、被災地において、直売所での起業活動を再開した女性グループ等の新商品開発等の取組や、復興に向けた女性の視点からの提案等を行うセミナーの開催を支援。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 23 年度第3次補正予算(地域農業経営再開復興支援事業)において、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成に当たり、本プランの検討メンバーに、女性が概ね3割以上とすることを要件化し、女性の視点を地域農業の復興に活かせるよう措置。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 24 年度以降も、女性を含めた地域経営体の声が反映された経営再開マスタープランに基づき、地域農業の復興を図るほか、女性農業経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者との交流機会の設定、全国レベルの情報交換等を通じて、女性経営者の飛躍的な発展を支援する予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 女性の声を地域農業の復興に活かすとともに、女性の起業活動等への取組を支援することを通じて女性の能力を最大限に活用し、地域農業の活性化や6次産業化を振興。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(iii)女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。	平成23年11月
これまでの取組み		
平成23年度地域新成長産業創出促進事業費補助金において、被災地支援に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの育成を支援することで、被災地における様々な社会課題の解決を図るとともに、被災地における復興への取組の自立化を促進。		
当面(今年度中)の取組み		
震災復興に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの事例集をとりまとめ、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの全国的な普及・振興を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成24年度は、「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業」において、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。(現在、概算要求中)		
期待される効果・達成すべき目標		
震災からの復興に資する事業が新たに展開され、平成24年度～28年度までの5年間で、約1000事業のソーシャルビジネス・コミュニティビジネスが創出されることを目標とする。新規事業が創出されることで、被災地の雇用の確保、地域コミュニティの再生等を促進することにより、震災からの早期の復興や被災地の地域経済の活性化等に資する。		